

ライセンス賃貸借契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）を発注者とし、株式会社●●●●●●（以下「乙」という。）を受注者として、県立学校教職員及び生徒におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

品名	・Microsoft 365 Education A3 ・Core CAL Client Access
契約金額	¥ — (うち消費税額及び地方消費税相当額 ¥ —)
規格・数量	別添「仕様書」のとおり
契約期間 (ライセンス使用期間)	契約締結の日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで)
納入場所	甲が指定する場所

（総則）

- 第1条 乙は、甲に対し、別添の仕様書に従い、マイクロソフトクライアントライセンスを提供し、甲はこれを使用するものとする。
- 2 ライセンスの内容及び数量の詳細は、仕様書のとおりとする。
- 3 仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

（契約保証金）

【契約保証金が必要な場合】

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 甲は、乙が契約を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に甲を被保険者とし第1項の金額以上の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を甲に提出したときは契約保証金を免除する。

【契約保証金免除の場合】

- 第2条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第○号の規定により免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(納入期限等)

第4条 ライセンスは、令和7年4月1日より使用開始するものとする。

(使用料の請求及び支払い)

第5条 甲は、頭書の内訳に記載の使用料を、次のとおり月単位で乙に支払うものとする。

	月額単価	支払総額(年度)
令和7年4月分～令和8年3月分	¥ —	¥ —
合計		¥ —

- 2 使用料については、令和7年4月1日より発生するものとする。
- 3 乙は、前項の使用料の支払請求書を実績月の翌月以降に甲に対して提出するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に対して使用料を支払うものとする。

(契約不履行の場合の措置)

第6条 乙の責に帰すべき理由により契約期間の始期にライセンスの使用ができない場合は、甲は乙に対し遅延損害金を請求することができる。

- 2 前項の損害金は、契約金額に対して遅延日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 甲の責に帰すべき理由により前条の規定による使用料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年2.5%の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(損害発生時の処理)

第7条 乙は、ライセンスの提供に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の理由による場合においては、この限りでない。

(秘密の保持等)

第8条 乙及びその関係者は、この契約に関連して知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(報告、調査等)

第9条 甲は、必要があるときは、乙に対し、ライセンスの現況について調査し、又は資料等による報告を求めることができる。

2 乙は、前項による求めがあったときは、調査に協力し、又は速やかに報告しなければならない。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (2) 支払の停止があったとき、又は乙が差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、これに順ずる処分を受けたとき、若しくは、会社更生手続きの開始、民事再生手続きの開始、破産、若しくは競売の申し立てを受けたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 乙の責に帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (6) 仕様書に明記された能力を有しないなど、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責を負わないものとする。

(違約金)

第 11 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定により甲が契約を解除したとき、乙は、契約金額の 10 分の 10 の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 第 1 項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年 2.5% の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 乙の責に帰すべき理由により生じた契約内容の不適合によって甲及び第三者に損害が生じた場合には、乙は損害賠償を負うものとする。

2 甲の責に帰すべき理由により契約が解除された場合に、乙に損害が生じたときは乙は甲に対して損害賠償を請求することができる。

3 本契約の最終終了日前に本契約を解除した場合において、損害があるときは、乙はその損害について甲に対し請求することが出来る。なお、その金額については甲乙協議にて定める。

(費用の負担)

第 13 条 この契約の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 14 条 この契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。

2 この契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

第 15 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲（発注者） 住所 佐賀市城内一丁目1番59号
氏名 佐賀県教育委員会事務局
教育DX推進グループ
推進監

乙（受注者） 住所
氏名